

令和元年（ワ）第172号、令和3年（ワ）第181号 違法行為差止請求事件  
令和8年3月4日判決言渡

（裁判長裁判官矢口俊哉 裁判官古庄順 裁判官相島圭介）

## 判決要旨

### 主 文

1. 原告らの請求をいずれも棄却する。
2. 訴訟費用は、補助参加によって生じた費用を含め、原告らの負担とする。

### 事 実 及 び 理 由

1. 本件は、補助参加人（北陸電力株式会社）の株主である原告らが、補助参加人の設置する志賀原発においては事故発生の高危険性ほか、その再稼働のために必要なコストは過大であるから、志賀原発の再稼働や再稼働を前提とした各種行為（以下「本件対象行為」という。）を行うことは、補助参加人の代表取締役である被告らが負う善管注意義務及び忠実義務等に違反する（以下「注意義務違反等」という。）上、これによって補助参加人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるなどと主張し、会社法360条1項及び3項に基づき、本件対象行為の差止めを求める事案である。なお、本件は、原発の所在場所周辺に居住する住民が原発の稼働により自らの生命・身体・財産等に関する人格権が侵害されるおそれがあるとして、その稼働の差止めを求める典型的な事案とは異なり、上記のとおり取締役の義務違反を理由とする会社法360条に基づく差止訴訟であるため、その争点も、典型的な事案とは異なるものとなる。
2. 本件の主たる争点は、①志賀原発の安全性（避難計画の適切さを含む）及び経済合理性について、被告らに注意義務違反等があるか、②上記①の被告らの経済合理性に関する注意義務違反等により、補助参加人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるかの2点である。
3. 注意義務違反等の有無
  - (1) 安全性について

志賀原発において重大事故が発生した場合、福島第一原発事故と同等以上の被害が発生し、補助参加人のみならず、周辺住民等に多大な損害を与えることは明らかであるから、重大事故発生につながり得る問題が存在する疑いがあり、その問題を解決できる合理的な見込みがない場合には、原発の運転（再稼働）を控える、又は断念すべきである。もともと、電力会社の代表取締役は、原発の安全性について様々な分野の専門家に検討させ、その検討結果に依拠して運転（再稼働）の可否について判断していれば、特段の事情のない限り、注意義務違反等があるとはいえない。そして、原発を運転するためには、原子力規制委員会による新規制基準適合性確認審査に合格することが必要であり、被告らが、専門家に十分に検討させた上で、審査に合格することができるとの見込みをもって審査の申請をし、これに対する原子力規制委員会の判断を踏まえて運転の可否を判断することとしていけば、専門家の検討結果に依拠して運転の可否について判断したものといえる。また、新規制基準は福島第一原発事故の教訓を踏まえて策定されたものであり、被告らがその適正さについて疑いを抱くべきであるといえるような特段の事情がない限り、新規制基準で求められている安全対策を行うことにより、被告らは重大事故発生を防止するための義務を果たしているといえる。

そして、原告らが主張する具体的な注意義務違反等は、いずれもその注意義務の存在自体が認められないか、又は補助参加人が新規制基準適合性確認審査を申請した後、原子力規制委員会による指摘に適宜対応することにより注意義務を果たしているといえるため、被告らに注意義務違反等があるとは認められない。また、現時点で、新規制基準の適正さについて疑いを抱くべきとする特段の事情があるとはいえない。

なお、以上の点は、令和6年能登半島地震の発生後においても変わりはない。

## (2) 経済合理性について

5 会社の代表取締役は、事業を行うか否か判断するに当たり、その事業の経済合理性について検討すべき義務を負い、原子炉を再稼働するか否かの判断についても同様である。もっとも、経済合理性に関する判断は、基本的に収支予測等を踏まえた経営上の専門的判断に委ねられている上、補助参加人が  
10 負う地域への電力の安定供給に関する責任を考慮すると、いかなる発電方法をどの程度採用するかについて、被告ら代表取締役には相当程度の裁量があるというべきであり、その判断が同裁量の範囲を逸脱し、著しく不合理であるとまではいえない場合には、被告らに注意義務違反等があるとはいえない。

10 補助参加人の収支の実績や予測、発電コスト、再生可能エネルギーに関する状況等のほか、いわゆる脱原発を求める声が出ていることなど本件での一切の事情を考慮しても、なお被告らによる原発の再稼働を目指す旨の経営判断が著しく不合理であるとまではいえない。

### (3) 避難計画について

15 令和6年能登半島地震により従前の避難計画の実効性に疑問が生じていることは否定できないが、補助参加人自身が作成した防災業務計画について、現時点で修正等を命じられてはいない上、志賀原発の新規制基準適合性確認審査には、今後なお相当期間を要する見込みであり、その間にも、同地震の教訓を踏まえ、各自治体がより実効性のある計画の策定に取り組んでいると推察されるから、補助参加人が審査に合格して志賀原発の再稼働が可能となる  
20 将来の時点においてもなお、上記の避難計画が不十分なものであることを想定すべきとまでは認められない。

### 4 回復することができない損害が生ずるおそれの有無

25 回復することができない損害とは性質上又は物理的に取締役によってその損害が償われないような場合等を意味し、費用・手数等から考えて回復が相当困難な場合も含まれるというべきであり、補助参加人を破綻させるような損害が生じるおそれがある場合に限定されるものではない。

もつとも、原子力発電は、一般的に、多額の支出を短期的・一時的に行い、それを長期間運転することにより投資費用を回収することが見込まれる事業であり、その短期的・一時的な支出のみをとらえて「損害」と評価することは難しい。また、一定程度の発電コストの上昇は、電気料金に適正に転嫁することが想定されることからしても、志賀原発の再稼働に向けた諸活動を行うことによって直ちに補助参加人に回復することができない損害が生ずる「おそれ」があるとまではいえない。